

厚木市議会基本条例の骨子に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 27 年 4 月 1 日（水曜日）から平成 27 年 4 月 30 日（木曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 4 人
 (2) 意見の件数 10 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例に反映させたもの	2
2	意見の趣旨が既に条例に盛り込まれているもの	4
3	今後の取組において参考にするもの	2
4	条例に反映できないもの	1
5	その他（感想・質問）	1
	合計	10

4 意見と市議会の考え方

No.	意見の概要	市議会の考え方	反映区分
2 議会及び議員の活動			
1	4 議員の活動原則 (1)、(2)の後に次の条文を追加する。 「(3) 議員は、議場に於いては、品位・規律を保って審議に臨むこととする。」	(1)の「議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行する」にご提案の趣旨が含まれていると考えます。	2
2	5 会派 会派に属さない議員の扱いで特別の不利益が生じないような配慮事項を追加するべきです。	厚木市議会では、会派に属している議員と会派に属さない議員との間に議会活動を行う上での制限はありません。 条例では、会派についての考え方や在り方を明記しているもので、会派に属さない議員に特別な不利益が生じるものではありません。	2

No.	意見の概要	市議会の考え方	反映区分
3	<p>6 政務活動費</p> <p>各項の記載順序を見直す。</p> <p>まずは、①政務活動費の目的や効果を述べ、②使途に関する責務と続き、最後に③別に条例で定める。として、厚木市議会基本条例が「厚木市議会政務活動費の交付に関する条例」の根拠と位置付けた方が政務活動費に対する議会基本条例の熱意がより伝わると思う。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、記載する順序を変更いたします。</p>	1
3 市民と議会の関係			
4	<p>3 請願及び陳情</p> <p>請願者には紹介議員が、いわば代弁者がいるが、陳情はその術がないことが、陳情者の不満の一つになっている。意見陳述の機会^{すべ}は陳情制度にこそ門戸が開かれるべきと思う。</p> <p>将来にわたる議会改革の柔軟性を確保する意味からも第2項の見直しを求めます。また、請願及び陳情は、市民による政策提案と位置付けてもらいたい。</p>	<p>議会の在り方検討会でも、ご意見のような陳情者にも意見陳述の機会を設けるべきではとの意見があり、議論をしましたが、全議員の合意形成には相当な期間が必要となることを考え、現在行っている請願者の意見陳述のみ明記しています。陳情者へも機会を設けるかについては、今後も検討してまいります。</p> <p>また、請願及び陳情については、市民からの政策提案として位置付けています。</p>	3

No.	意見の概要	市議会の考え方	反映区分
5	<p>3 請願及び陳情</p> <p>条文そのものは適切と思います。ただ、解説にある「請願及び陳情は市民による政策提案と位置づけ、・・・」の部分は再考をお願いしたい。</p> <p>厚木市行政は既に市民からの「政策提案」を受け止めるしくみ(わたしの提案)を用意しています。</p> <p>その実績づくりはこれからと思いますが、一般提案(苦情・要望・陳情など)と政策提案とを明確に区分して対応しています。</p> <p>会派や地区を代表する立場ではなく、議会として市民の政策提案を期待する姿勢を打ち出せないでしょうか。</p>	<p>今後、条例の制定と合わせ、条例の逐条解説を作成するので、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、市民からの政策提案については、議会として議会報告会等でお受けさせていただくほか、議員の活動としてお受けするなど、幅広い民意を様々な手法を活用することにより、議会活動や行政運営に生かしていきたいと考えております。</p>	3
5 議会運営			
6	<p>1 会期</p> <p>(1)の「地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条の2第1項の規定に基づく」を削除する。</p> <p>(2)を「通年会期制に関し必要な事項は別に定める」にする。</p> <p>いずれも本文に具体的条例を記載せず解説等に入れる。</p>	<p>会期を通年にする手法は、地方自治法に基づき会期を1年間にする方式(通年会期)と、定例会を1回招集することとし、会期を1年あるいは1年に近い期間で議会の議決による決定により、運用する方式(通年議会)があります。</p> <p>厚木市議会では、地方自治法に基づく通年の会期であることを明確にするため、記載しています。</p> <p>また、地方自治法では、会期の始まりと終わり、定期的に会議を開く日を条例で定めるとなっていることから、それらを定めた条例を明記しています。</p>	4

No.	意見の概要	市議会の考え方	反映区分
7 政治倫理、定数及び報酬			
7	<p>2 議員定数</p> <p>3 議員報酬、費用弁償及び期末手当</p> <p>議員提出議案で議員定数、議員報酬の条例改正を行おうとするときは、市民に対するより細かい説明責任が求められるべきで、条文に取り込んでもらいたい。</p>	<p>「3 市民と議会の関係」の「1 市民参加及び市民との連携」の(1)で「会議を原則公開する」としていることや、「4 情報公開」の(1)で「議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、共有に努める」としていることから、議員定数や議員報酬を改正するときには、議会での議論の経過等を公開していく考えです。</p>	2
8	<p>2 議員定数</p> <p>議員定数に係る市民と当事者である議員との認識の差は全体的には大きいものがあると思われる。議員定数に対する合意形成は結果の人数ではなく議論のプロセスの透明性が重要であるとの観点から、この内容を第1とし、その後で定数条例を定めるとすべきです。具体的な「厚木市議会議員定数条例（平成14年厚木市条例第17号）」は、本文に書かず解説等に記載する。</p>	<p>「3 市民と議会の関係」の「1 市民参加及び市民との連携」の(1)で「会議を原則公開する」としていることや、「4 情報公開」の(1)で「議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、共有に努める」としていることから、議員定数を改正するときには、議会での議論の経過等を公開していく考えです。</p> <p>また、議員定数は条例で定めていることを明確にするため、条例名を記載しております。</p>	2

No.	意見の概要	市議会の考え方	反映区分
8 検証及び見直し			
9	<p>1 見直し手続き</p> <p>議会基本条例は、自治基本条例の傘のもとにあり、当然ながら自治基本条例の趣旨との整合性を考慮する必要がある。</p> <p>厚木市自治基本条例の見直し規定においては、4年を超えない期間ごとに見直しを行うものとしている。その意味では、厚木市議会基本条例も議員の一般的な任期である4年の間に一度は見直しをするよう明文化して担保すべきです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が目的に沿った運用がなされているかどうかについて検証を行い、見直しの必要があるときは、」に変更いたします。</p>	1
その他			
10	<p><u>議員定数削減（▲13人）と議員任期の制定及び政務活動費の廃棄について</u> <u>削減・廃棄した経費を活用して下記内容を提案いたします。</u></p> <p>教育、福祉（医療、介護、生活）、人口問題（出生率）、環境対策、応急用井戸対策（市内3カ所）、科学技術の振興、危機管理（安全、安心、治安、防災）、若者の雇用対策、子育て支援（待機児童ゼロ対策）、私学高校の助成金UP（中途退学ゼロ対策）、女性が輝いて働ける社会（環境）づくり、市内3カ所にある展望台の高さUP（観光収入UP）、農林業の改革・発展・活発化・従事者の人材育成、各種格差解消、自死防止対策（人間一人の命は地球より重い）、道路の安全化、各種公共施設の老朽化部分の改善及び設備の更新、市民の健康及び体育の増進、市民協働の活発化（地域の和、輪づくり）等々に引き当てて頂ければ幸い</p>	<p>政務活動費は、議員の調査研究のために要する経費として、議員の能力向上や活動に有効に活用しておりますのでご理解いただければと思います。また、最大限の効果が出るよう、より一層適切な執行に努めてまいります。</p> <p>次に、議員定数につきましては、住民の意思を市政に反映するため、適正な定数が必要になると考えます。また、市政の運営が適正に行われているか、様々な目で監視する必要があるものと考えます。</p> <p>次に、市民の意見、提案及び質問を吸収する手法といたしましては、現在、議会報告会を開催しております。この運営方法を工夫するなど、意見</p>	5

<p>です。</p> <p><u>議員定数減の対策として：(公民館単位で1名選出・計15人)</u></p> <p>各公民館を利用して、市民の多様な意見、提案、質問等を吸収するため、4回/月位に議員と市民の交流会の実施を提案します。</p> <p>議員任期制定について（理由：米国大統領は最長で2期、8年）</p> <p>任期については、3期定年制にして頂きたい。（多選阻止）</p> <p>議員1人、1人が12年間で計画的な活動・取組をして頂ければ幸いです。（常に後進の育成を考慮しつつ）・（効率の良い、議会運営や議会・行政への市民の関心度・信頼度UPを期待します）又議員による積極的提案活動を期待する。</p>	<p>交換の場を充実させていけたらと考えております。</p> <p>次に、議員任期制定につきましては、議会は首長と異なり、合議体であることから、様々な期数や年齢の議員で構成することで、バランスが保れているものと考えております。</p> <p>また、市議会議員の被選挙権（立候補）は、法律で定められている権利であり、規制するのは困難であると考えます。</p> <p>以上のような考え方でおりますので、いただいたご意見につきましては、参考としてお受けさせていただきます。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 議会総務課
- (2) 連絡先 046-225-2701